

蒲郡市物品購入等指名業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、蒲郡市が発注する物品の購入、製造若しくは売払い及び委託業務（工事に伴う設計監理・調査測量等の委託を除く。）等役務の提供（以下「物品購入等」という。）の競争入札に係る業者の選定に関し必要な事項を定める。

(選定の順位)

第2条 業者の選定に当たっては、特に市は必要があると認める場合を除き、蒲郡市入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者の中から、地域産業の振興、市内業者育成の観点から市内業者を優先するものとし、競争性の確保等を勘案し、必要に応じて準市内業者、市外業者から順次選定することができる。

- (1) 市内業者（蒲郡市内に本社、本店を有する者をいう。）
- (2) 準市内業者（本社、本店は蒲郡市外で、蒲郡市内に支店、営業所等を有し、契約権限等が委任されている者をいう。）
- (3) 市外業者（前各号に掲げる者以外の者をいう。）

2 入札参加資格審査申請に係る公示で定める定時受付及び随時受付により、新規に名簿登録された業者並びに営業種目の追加等を行った業者においては、原則として名簿に登録された日から選定の対象とする。

3 物品購入等の内容及び目的等により特に必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、業者を選定することができる。

(選定基準)

第3条 業者の選定は、次の各号に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 業務の内容及び規模
- (2) 業務施行能力
- (3) 業務経歴及び本市並びに他の自治体における業務の受注実績
- (4) 官公庁の許可等を必要とする場合における許可等の状況
- (5) 不誠実な行為及び信用状況

2 次の各号に掲げる案件については、蒲郡市指名審査会に諮問する。

- (1) 予定価格 500 万円以上の物品の購入及び製造若しくは売払いの契約に係る競争入札に付するもの
- (2) 予定価格 4,500 万円以上の委託業務の契約に係る制限付一般競争入札に付するもの
- (3) 予定価格 1,000 万円以上の委託業務の契約に係る指名競争入札に付するもの
(指名の制限)

第 4 条 次の各号に掲げる者は選定の対象としない。

- (1) 契約の履行について、その性質上特殊な技術又は生産設備を有する者に行わせる必要があるときは、当該技術又は生産設備を有しない者
- (2) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全である者
- (3) 事業協同組合その他の組合を指名する場合において、当該組合の構成員である者
- (4) 本市契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止期間中の者
- (5) 「蒲郡市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成 23 年 4 月 1 日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結)に基づく排除措置を受けている者
- (6) 物品購入等の契約に係る同一の競争入札において、資本又は人事面等において関連する会社
(指名業者数の基準)

第 5 条 指名競争入札における指名業者数の基準は、予定価格に応じ、次のとおりとする。ただし、発注する物品購入等の内容及び目的等により、これによりがたい場合は、この限りでない。

予定価格	指名業者数の基準
100 万円未満	4 人以上
100 万円以上 500 万円未満	5 人以上
500 万円以上 1,000 万円未満	6 人以上
1,000 万円以上 3,000 万円未満	7 人以上
3,000 万円以上	8 人以上

(随意契約の業者選定)

第6条 随意契約による場合は、その理由と業者の選定理由を明らかにし、適切な業者を選定するものとする。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。